

経 済 産 業 省

平成 24・05・17 貿局第 2 号
輸入注意事項 24 第 20 号
経済産業省貿易経済協力局

「ソマリアを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について」
を次のとおり制定する。

平成 24 年 5 月 28 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

ソマリアを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加
について

平成 24 年 5 月 28 日付け経済産業省告示第 129 号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第 1 のソマリアの項に掲げる貨物については、平成 24 年 5 月 28 日以降二号承認を受けるべき貨物となりました。

このため、平成 24 年 5 月 27 日以前に船積みされた場合を除き、国連安保理決議第 2036 号に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。